

# 職員90人解雇

## 小高赤坂病院、浪江の西病院

### 東電、就労不能賠償を終了

## 院長「苦渋の決断」

東京電力福島第一原発事故に伴う避難区域内の小高赤坂病院（南相馬市小高区）と西病院（浪江町）は二十六日までに、再開に備え在籍していた職員計九十人の解雇を決めた。東電による就労不能損害賠償の対象期間が今月末で原則終了し、雇用の継続が難しくなった。区域内の病院の有無は住民の帰還判断に影響する。病院関係者は「国と東電は美態に合った賠償制度を整えるべき」と訴える。

### 避難区域 帰還に影響も

避難区域の民間病院は四施設あるが、既に今村病院（富岡町）と双葉病院（大熊町）は職員を解雇しており、全ての民間病院が一部の役員を除いて職員を失う。

今回解雇を決めた小高赤坂、西の両病院は原発事故に伴い休業に追い込まれた。避難指示の解除や住民の帰還は見通せず、再開のめどは立っていない。在籍している職員の社会保険料などを負担しているが、給料は払えない状況が続く。職員の多くは東電から就労不能損害賠償を受けているという。

## 原発賠償

両病院は、就労不能損害賠償の支払いが終了後、再開する



休業が続く小高赤坂病院。再開を見通せず、職員の解雇を決めた＝1月

場合、医療関係者をどれだけ確保できるかは見通せない。渡辺院長は「苦渋の決断だ。待っていてくれた職員に申し訳ない」と苦しい胸の内を明かした。その上で「原発事故さえ

わった後も雇用を続けると、収入のなくなった職員が別の仕事に従事しにくくなる」としている。原発事故発生前まで医師や看護師ら約八十人をそれぞれ雇用していた。

瑞世院長（七）と事務長が再開の道を探るため残り、他の四十五人の職員を三月末で解雇すると決め、職員に文書で通知した。

※ 就労不能損害賠償 原発事故による避難区域内に勤め先があった人らが対象で、東電が減収分を支払う。対象期間は原則として今年28日まで。1月末現在で支払いの合意に至った合計は22.16億円に上る。

なければ、現在のような危惧的な状況に陥らずに済んだ。国や東電の対応に不利益を感じると憤った。

西病院は損害賠償などの対応に当たる高塚昌利事務長（五）ら役員三人を除く四十五人を今月末で解雇する。高塚事務長は「被害を受けた住民や施設が元の状態に戻るまで賠償を継続するべきだ」と訴えた。

病院から解雇通知を受けた男性職員（五）は「再開を願っていただけに残念。新たな就職先を探さなければなら

ないが、簡単には見つからない」と嘆いた。

西病院は一部を除く職員を、双葉病院は全職員を既に解雇した。

◇ ◇

避難区域内の公的病院の南相馬市立小高病院（南相馬市小高区）、

県立大野病院（大熊町）、双葉衛生病院（双葉町）は原発事故発生後、関連する他病院に職員を配置するなどして対応した。自ら退職した職員もいる。市立小高病院は二月六日四日に外来診療を再開した。